

社会福祉審議会 審議事項について

【大津市社会福祉審議会条例】(抜粋)

(所掌事務)

第2条

審議会は、法第7条第1項に定めるもののほか、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議する。

2 前項の児童福祉に関する事項には、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項各号に掲げる事務に関する事項を含むものとする。この場合において、これらの事項を調査審議する児童福祉専門分科会は、これらの規定に規定する合議制の機関とする。

3 教育委員会は、その権限に属する子ども・子育て支援法第72条第1項第3号及び第4号に掲げる事務に関する事項について、前項の児童福祉専門分科会に意見を聴くことができる。

【子ども・子育て支援法】(抜粋)

第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第二項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

【子ども・若者支援計画】(抜粋)

基本目標 2 すべての子ども・若者が健やかに育ち、自立できる環境づくり

基本施策 (1) 質の高い幼児教育・保育の充実

基本方針 人格形成の基礎を培う乳幼児期の重要性を踏まえ、職員研修や監査等により子どもの発達特性に応じた質の高い教育・保育の提供を行いながら、小学校以降の学びにつながっていくよう、小学校教育との積極的な連携を図ります